

【諮問第106号】

16川個審第 4号

平成16年7月8日

川崎市長 阿部孝夫様

川崎市個人情報保護審査会  
会長 安富 潔

個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る異議申立てについて（答申）

平成15年5月12日付け15川ま指第159号をもって川崎市長から諮問のありました個人情報開示請求に対する一部承諾処分に関する異議申立てについて、次のとおり答申します。

## 【諮問第106号】

### 1 審査会の結論

川崎市長（以下「実施機関」という。）が本件請求の対象文書を「昭和 年 月 日及び同月 日に行われた会議の議事録」（以下「本件会議録」という。）として行った一部承諾処分は、妥当でない。

簿冊「 町 年 号」中にある「引継書」は、開示すべきである。

### 2 不服申立ての趣旨及び経緯

- (1) 不服申立人は、平成 15 年 2 月 18 日付けで実施機関に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年条例第 26 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定により、道路位置指定（昭和 年 月 日 号）（ 町 2155 及び 2156）について昭和 年頃に役所が中心になって行われた話し合いに附随する一切の文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、平成 15 年 3 月 4 日付けで、本件請求に係る文書を本件会議録であると特定し、当該文書中の第三者の個人情報に関する部分を除いた上で、本件請求に対して一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、平成 15 年 3 月 28 日付けで、本件処分の取消しを求めて不服申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。（当審査会諮問第 106 号）

### 3 不服申立人の主張要旨

平成 15 年 6 月 29 日付け意見書及び同年 12 月 15 日実施の意見陳述によれば、不服申立人の主張要旨は、次のとおりである。

本件対象文書は、昭和 年の道路位置指定が地権者の承諾のない申請であり無効になるので、市にすべてを任せるように強く言われて、1 年近い期間をかけて当事者と市との間で話し合いが行われ、「引継書」まで作成してまとめられたものである。

したがって、本件対象文書を簿冊「 町 年 号」中の本件会議録のみであるとし、その他の文書は昭和 年頃に役所が中心になって行われた話し合いに基づいたものではないため本件対象文書ではないと判断して不開示とした実施機関の処分には納得がいかない。とりわけ、その他の文書の中でも「引継書」については、過去に閲覧した経緯があることなどから、その内容を確認する権利があると考える。

### 4 実施機関の主張要旨

平成 15 年 5 月 29 日付け処分理由説明書及び同年 10 月 8 日実施の処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

本件対象文書は、簿冊「 町 年 号」中の本件会議録だけであり、その他の文書は昭和 年 月 日及び同月 日に行われた会議の話し合いに基づいたものではないため、本件対象文書ではないと判断した。当該 2 回の会議は事実確認を内容とする会議であり、「引継書」はそれと関係なく、市独自で道路位置指定に関する内部的方針として作成されたものであると認識している。

また、本件会議録の中で、第三者に関する情報を含む個人情報の記録については、開示することにより当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあり、条例第13条第3項第4号に該当するため不開示とした。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象文書の範囲について

不服申立人が行った開示請求に係る個人情報の記録の内容は、「道路位置指定（昭和 年 月 日 号）（ 町 2155 及び 2156）について昭和 年頃に役所が中心になって行われた話し合いに附随する一切の文書」というものであり、これに応じて実施機関は、本件請求に係る文書を本件会議録と特定し、当該会議の話し合いに基づく文書のみが対象文書に相当すると判断したうえで、その中の第三者の個人情報に関する部分を除く部分の開示を承諾した。そこで、実施機関がした本件対象文書の特定に関する判断が妥当であったか否かについて、まず検討する。

不服申立人の請求は、「道路位置指定（昭和 年 月 日 号）（ 町 2155 及び 2156）について」として案件を示し、「昭和 年頃に」と時期を大まかに特定したうえで、「役所が中心になって行われた話し合いに附随する一切の文書」としている。実施機関は、上記「話し合い」を昭和 年 月 日及び同月 日に行われた会議のことと判断し、当該会議の話し合いに基づく文書である本件会議録のみを本件対象文書とし、その他の文書は当該会議の話し合いに基づいた文書ではないとして本件請求の対象外としたものである。

しかし、本件事案については、昭和 年 月頃から昭和 年 月頃までに作成された文書が簿冊「 町 年 号」に一括して綴じられており、その間、断続的に「役所が中心となった話し合い」が行われたものと考えられるから、上記「話し合い」をことさらに昭和 年 月 日及び同月 日の会議に限定する理由はなく、「話し合いに附随する一切の文書」とは、これらの関係文書の全体を指すと解すべきである。したがって、本件請求の対象文書を本件会議録としたうえで、その一部開示を承諾した実施機関の決定は妥当でない。

### (2) 「引継書」の開示の可否について

本件申立てに対する当審査会の判断は(1)のとおりであるが、不服申立人は、本件事案に関連する本件会議録を除くその他の文書のうち、とりわけ「昭和 年に話し合いの結果を役所が間に入ってまとめた引継書」と特定してその開示を求めているので、さらに当該文書の開示可否に関する当審査会の判断を以下に示しておくこととする。

前記の簿冊「 町 年 号」中にある「引継書」と題する文書（以下、「本件引継書」という。）は、その作成当時に、市の建築指導・審査等の業務に関わる担当職員間において確認した事務処理方針を記述したものと認められる。これについては、本件と同一の不服申立人から平成 15 年 4 月 28 日付けでなされた個人情報の記録の開示請求に対して、実施機関は平成 15 年 5 月 12 日付けで本件引継書を全部不開示とする決定を行っている。

その際に実施機関が当該請求拒否通知書に記載した不開示理由は、「条例第 13 条第 3 項第 3 号により、開示することにより、実施機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれがあるため、並びに同条例第 13 条第 3 項第 4 号により、第三者に関する情報を含む個人情報の記録であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるため」というものである。

さらに、平成 15 年 12 月 15 日付けで当審査会が行った質問に対し、実施機関は、平成 16 年 4 月 21 日付け「個人情報開示請求を不開示とした理由について（回答）」（16 川ま指第 85 号）において、本件引継書を不開示とした理由について、条例第 13 条第 3 項第 3 号〔行政執行に関する情報〕該当としたうえで、「開示の請求を受けた『引継書』は決裁をとった状況が認められず、当該文書は行政として認知されていない未成熟な情報といえます。このことから、開示することにより本人の誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせる可能性があり、かつ、適正な建築に係る指導及び審査の業務を妨げるおそれがあるものと考えます。」と説明している。

しかしながら、条例に基づく開示請求等の対象となる個人情報の記録は、決裁・供覧手続の済んだ文書であるか否かにかかわらず、公的記録として組織的に保管・共用されている文書のすべてを対象とするものである。また、たとえ市の機関の内部における審議、検討または協議に関する情報であっても、それを開示することにより、条例第 13 条第 3 項第 3 号の規定にいう「実施機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれ」があるとするためには、単なる「おそれ」では足りず、その支障が重大で不開示とすることに合理性が認められる場合でなければならないと解される（なお、川崎市総務局『個人情報保護ハンドブック』46 頁参照）。

本件引継書は、過去に確認された事務処理方針を記述したものであり、前記簿冊「 町 年 号」に他の文書と一括して綴じられ、保管されていたものであるから、単なる職員の私的メモでなく公的記録として組織的に共用されている文書であると認められる。また、たとえその記載内容に「本人の誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせる可能性」があるとしても、現在の状況に応じてそうした誤解、憶測、混乱等を生じさせないよう適切な措置を講じる方途も考えられないではないから、本件において業務の公平、適正を妨げ、行政執行に重大な支障が生じるおそれがあるとは認められない。したがって、実施機関が、本件引継書には決裁をとった状況が認められず、行政として認知されていない未成熟な情報である、との理由で条例第 13 条第 3 項第 3 号に基づき不開示とした判断は相当でなく、本件引継書は開示すべきである。

以上、「1 審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市個人情報保護審査会（五十音順）

委員	青柳	幸一
委員	安達	和志
委員	小坏	淳子
委員	杉原	麗
委員	安富	潔